

集落住民による農業用排水路の維持管理実態

Maintenance of Irrigation and Drainage Canals by Residents in Rural Settlements

坂田寧代* 村島和男*

SAKATA Yasuyo and MURASHIMA Kazuo

1. はじめに 食料・農業・農村基本計画の改定に向けて、2004年8月に報告された中間論点整理は、担い手政策、経営安定対策（品目横断的政策等）、農地制度、農業環境・資源保全政策の4つの柱を立てている。では、「農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本」と位置づけ、「広く国民が享受する多面的機能の受益と、農業者に集中する保全管理の負担との間の不整合の拡大」を課題として、「農業者のみならず地域住民等の多様な主体の参画」を要請している。

ところで、土地持ち非農家^{注1)}数は2000年時点で、全国で1,097,455戸、石川県で23,392戸に上り、農家数に対する比率はそれぞれ35%、64%に達する（2000年世界農林業センサス）。今後、担い手の重点化に伴い、土地持ち非農家の数は増加することが予想される。

本報では、集落住民による農業用排水路の維持管理のあり方について考察することを目的に、石川県の手取川七ヶ用水土地改良区受益地を事例として、集落単位で行う末端用排水路の土砂上げ・草刈り（以下、江浚い）を取り上げ、とくに土地持ち非農家や入作者の関わり方に注目して報告する。

2. 調査の概要 手取川七ヶ用水土地改良区は、手取川右岸の扇状地に広がる受益水田面積5,093ha、組合員数5,653名、専従職員数8名（2003年4月時点）の大規模土地改良区である。行政区域は、白山市を含めた2市2町にまたがる。

江浚いに関するアンケート調査を、受益地内の農業生産組合組織^{注2)}がある全199集落の代表者（主に土地改良区関係者が生産組合長）各1名に対して行った。2004年10月に土地改良区を通じて配布、同11月に郵送で回収し、有効回答数174通、有効回答率87.4%であった。

3. 土地持ち非農家の役割 アンケート調査の結果、江浚いを行った集落は149、有効回答の85.6%である。うち、江浚いに参加した主体は図1^{注3)}に示す通りであり、土地持ち非農家が作業面で重要な主体であることがわかる。

次に、手当と罰金をみると、江浚いを行った集落のうち、手当のある集落は81.9%（122集落）、罰金を科した集落は10.7%（16集落）で（複数回答）、手当の方が著しく多かった。手当の時間額を図2に示す。300～1,660円と開きがあり、平均値817円、中央値800円である。石川県の最低賃金（石川労働局資料）は646円/時間（2004年10月発効）であり、少なくともそれより低い39集落では、手当はインセンティブというよりも労働の対価の意味合いが強く、それは、集落で江浚いを行ってきた経緯に支えられて成り立っていると考

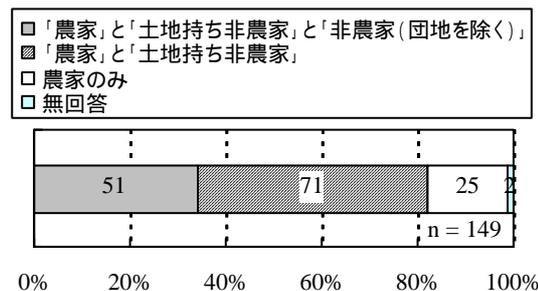


図1 江浚いの参加者
Participants in cleanup of canals.

* 石川県農業短期大学 Ishikawa Agricultural College

キーワード：土地持ち非農家、入作者、集落、農業用排水路、維持管理

えられる。しかし、参加率を上げるために近年値上げを行った集落があることから、今後顕在化する費用が+ 潜在化している可能性がある。

次に、費用負担についてみることにする。江浚いにかかる費用には、手当のほかに、主に、軽食等の慰労品代、道具代、土砂の処理代、業者委託費が挙げられるが、後三者は計上される集落が少ないと聞き取りで予想されたため、前二者について設問した。そのうち、慰労品代は

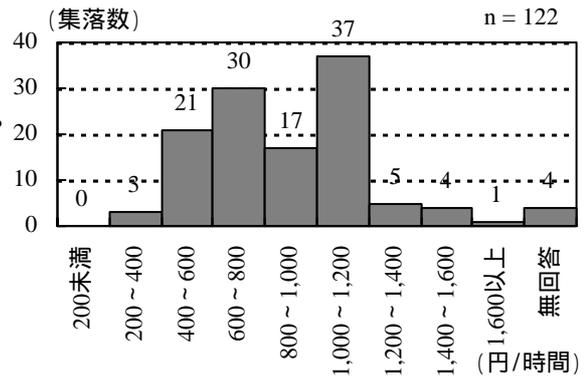


図2 江浚いの手当の時間額
Hourly fees of cleanup of canals.

原資についてみる。手当支給の122集落のうち、「町会費、一般区費」が18.0%(22集落)、「生産組合費」が66.4%(81集落)であり(複数回答)、生産組合費による集落が多い。そこで、手当原資が生産組合費である81集落について、生産組合の構成員をみると、「農家のみ」が25.9%(21集落)、「農家と土地持ち非農家」が71.6%(58集落)であり、土地持ち非農家が費用負担の面でも重要な主体であることがわかる。

4. 入作者の位置づけ 入作者^{注4)}がいる集落は156、有効回答の89.7%である。江浚いを行った集落で入作者がいるのは136集落であり、そのうち、入作者に参加を呼びかけた集落は5.1%(7集落)にすぎない。これは、灌漑期が始まる前の停水期間の休日に、江浚いが重なることが一因として考えられる。

一方、費用負担の面での入作者の関わり方をみるため、手当の原資として生産組合費が主要であることに着目し、入作者が入作先の集落で生産組合員であるかをみる。手当原資が生産組合費で、かつ、入作者がいる76集落のうち、農地所有者である入作者が生産組合員なのは16集落、借り手である入作者が生産組合員なのは9集落、作業受託者である入作者が生産組合員なのは11集落である(複数回答)。そのほかに、入作者の場合、入作先で生産組合員でなくても農業用排水路の維持管理費を徴収されている場合もある。例えば、ある集落では、「農業用水・農道等維持管理費賦課金」として、圃場整備面積については年間1m²当たり0.4円、圃場整備外面積は同じく0.8円が課されている。よって、前記の「入作者が入作先で生産組合員である」についての数よりも多い集落で、入作者から費用が徴収されていると考えられる。いずれにせよ、入作者が費用を負担する集落の数は、入作者が作業を負担する集落より多い。しかし、費用は負担するにしても、少なくとも作業を免除される集落が大部分を占めるのは、土地持ち非農家を含めた自集落の住民によって江浚いが行われているからこそだと考えられる。

5. おわりに 土地持ち非農家を含めた集落住民が江浚いを今後も継続していくことは、担い手が生産を行う上で利点があるといえる。また、「自集落を自ら維持していく」という意識を引き継いでいくことでもあると考えられる。

謝辞：手取川七ヶ用水土地改良区の関係各位および地元の皆様に深謝致します。

注1) センサスでは「農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯」と定義されているが、調査票では「自家で耕作していない農地所有者」とした。

注2) 主に、農協とのやりとり、末端用排水路の維持管理(江浚いや改修)を行う。

注3) 「農家」、「非農家」は、調査票では、それぞれ「耕作者」、「農家でない人」とした。

注4) 調査票では、「ほかの集落から来て水田を耕作する人」とし、集落(地内)の水田の“所有者”と“借り手”と“作業受託者”とした。